

魚津市告示第93号

魚津市新庁舎整備事業基本構想等策定支援業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年5月15日

魚津市長 村椿 晃

魚津市新庁舎整備事業基本構想等策定支援業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 魚津市新庁舎整備事業基本構想等策定支援業務委託のプロポーザル実施において、企画提案書及びプレゼンテーションの審査及び評価を行い、受託候補者の選定を行うことを目的として、魚津市新庁舎整備事業基本構想等策定支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 企画提案書及びプレゼンテーションの審査及び評価に関すること。
- (2) その他受託候補者の選定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 委員は、各部長、教育委員会事務局長、議会事務局長、会計管理者及び上下水道局次長をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を総理する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、財政課新庁舎整備室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。